

刑訴について 2/17

刑訴法は § 1 が大事

事件発生

裁判では、

↓

捜査

↓

公判

刑訴で

関係アリ

被告人は「無罪」って言う所から始まる。…無罪推定で、検察官が被告人の有罪を証明していく。

→「合理的疑いをこえる程度」の証明…民訴とは違う

§ 317 「証拠主義」

…証拠がないと裁判できない

(捜査によって得られる)

犯人の自白だけでは証拠にならず
それを補強する証拠が必要

起訴状には、
余分な事実は書かない。
「現住建造物放火」だったら、その要件を満たすだけの事実・証拠を書くだけ。

→ 要証事実

予断排除の原則

証拠って？

供述証拠 ⇒ 人証

非供述証拠 ⇒ 物証

要件

(1) 自然的関連性

(2) 法律的関連性 (誤判の恐れ) ex. 伝聞証拠

(3) 証拠禁止にあたらなかった

今回の放火の事例について

非現住か現住か、の判断は 判例 においてする。

だから、弁護人は 「以前判例はこう言っていたんだから今回の事例においてはダメ」
みたいな主張をする。

どうして、現住性が問題になるのか？

→ 人の命に関わってくるから。

だから、「エレベーターに火をつけた」という事実が如何にその建物に住んでいる人の命に危険なのか、を主張しなければならない。

「物理的・機能的一体性」の判断